Ⅰ　総　説

第１　産業・雇用就業動向

１　令和７年の都内経済

令和７年の我が国の実質 GDP 成長率は、前年比 1.2%のプラス成長となった。貿易では、輸出が半導体等電子部品、食料品等の増加により前年比 3.1%増で５年連続の増加となり、輸入は電算機類（含周辺機器）、通信機等の増加により 0.5%増で２年連続の増加となった。また、訪日外国人旅行者数は、年間で前年比 15.8%増の約 4,268 万人となり、令和６年の約 3,687 万人を上回り過去最多を更新した。

都内経済を見ると、百貨店販売額前年比が全店ベースで 3.0%減となり、５年ぶりに前年を下回った。一方、スーパー販売額は 11.0%増となり、４年連続で前年を上回った。消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、前年と比べ 2.7%上昇した。工業生産活動の動向を示す生産指数の前年比は、前年の 0.8%増から 1.2%減となった。中小企業の景況感（業況 DI）は、一進一退で推移したものの、11 月以降は横ばいとなり、年末の 12 月は▲28 となった。

都内の雇用情勢を見ると、完全失業率は 2.4%と前年に比べ 0.2 ポイント低下した。また、有効求人倍率は 1.73 倍と前年と比べ 0.04 ポイント低下した。

２　令和８年上半期の都内経済

令和８年４～６月期の我が国の実質 GDP 成長率（１次速報値）は、年率換算で季節調整済前期比 1.1%増となり、３四半期連続のプラスとなった。内閣府による７月の月例経済報告では「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」との判断を示した。また、先行きについては、中東情勢の影響に加え、「金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としている。貿易では、上半期の輸出が前年同期比で 13.7%増加し、輸入は速報値で 10.7%増加した。訪日外国人旅行者数は、１～６月の累計（推計値）で前年同期比 2.0%減の 2,108 万人となった。

都内経済を見ると、百貨店販売額は前年同月比で６か月連続プラスとなっている一方、６月のスーパー販売額は前年同月比でマイナスとなった。６月の消費者物価指数は前年同月比 1.6%上昇した。上昇率は５か月連続で 2.0%を下回ったものの、５月の 1.3%を 0.3 ポイント上回った。生産指数（季節調整済指数）は、令和８年第１四半期には前期比 0.7%の低下となった。中小企業の景況感（業況 DI）は、４月に▲20、５月に▲21、６月には▲22 となっている。

雇用面では、都内の完全失業率が１～３月期平均で 2.5%となった。また、有効求人倍率（季節調整値）は 1.7 倍台が続いており、６月は 1.70 倍となっている。

第２　令和８年度の施策の概要

我が国の経済は、景気が緩やかに回復している一方で、緊迫する国際情勢や物価高騰の影響による景気の下振れリスクなどに直面している。また、気候危機や人口減少・少子高齢化など様々な課題も先鋭化している。

こうした中、これまで産業労働局では、中小企業の下支えや事業活動の後押し、脱炭素化に取り組む事業者への支援、観光産業の振興、農林水産業の生産基盤の整備、働きやすい職場環境の整備や就労支援、サステナブルファイナンスの活性化やグローバルなビジネス環境の整備などに取り組んできた。

今後も、変化の激しい社会経済情勢の中にあっても、「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現していくため、ＤＸやＧＸなどの社会構造の転換に向けた施策の展開や女性活躍推進条例を契機とした取組の加速など、東京のポテンシャルを活かしながらイノベーションを創出していくことが重要である。

そこで、令和８年度の事業においては、以下の施策を重点的に推進していく。

- 中小企業対策としては、中東情勢や長期化する物価高騰等により影響を受ける中小企業に対し、生産性の向上や適切な価格転嫁が行えるよう支援を行う。また、ＤＸやイノベーション推進などに必要な設備投資への支援、新市場・新分野への進出に向けたサポートなど、中小企業の発展・成長に向けた競争力の強化や新事業展開を後押しする取組を推進していく。
- 加えて、中小企業の構造改革による成長支援や社会課題への対応、経営安定化等に向けた資金繰り支援を行う。また、ファンドへの出資を通じて、民間の投資対象となりにくい小規模な企業に対する外部承継に向けた支援などを実施する。
- 産業・エネルギー対策としては、エネルギー安定供給をめぐる国際情勢の不安定化や差し迫る気候危機を念頭に、地政学リスクやエネルギー自給率の低さなど、我が国の抱える喫緊の構造的課題に対応するため、エネルギーの安全保障の確立と脱炭素化を両面から進め、石油のみに依存しない社会の実現に向けて、エネルギー構造の転換を図ることが必要である。そのため、電力を「㋮へらす、Ⓣつくる、Ⓣためる」ＨＴＴの取組等を進めるとともに、エネルギー対策の実効性を高めるため、産業政策と環境政策の視点を併せ持った施策を展開していく。

  「ゼロエミッション東京」の実現に向け、使用するエネルギーを可能な限り最小化するとともに、エネルギー自体を脱炭素化することが必要である。そこで、事業所の省エネルギー対策・エネルギーマネジメントや再生可能エネルギー設備の導入、ＺＥＶの普及を促進するとともに、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大、新エネルギーの開発・普及を促すための支援などを実施していく。

  また、大企業の知見・リソース等を活用することにより、中小企業・スタートアップの成長を促進するとともに、中堅企業の新事業展開等への支援や、ディープテック関連の海外企業の誘致、新産業創出に向けた企業立地等の支援により、エネルギー・ＧＸ分野のみならず、多様な領域におけるイノベーションの創出、国際競争力の強化につなげていく。
- 観光産業対策としては、東京の伝統文化等の魅力を活かした地域観光の促進や、多摩・島しょ地

域の観光振興、食やアニメの魅力発信、ナイトタイム観光の充実など、更なる旅行者誘致に向けた施策を強化する。

また、混雑緩和やマナー啓発、ごみのポイ捨て対策など、地域の生活と観光との調和を図る地域の取組を後押しするなどにより、持続可能な観光を推進する。

さらに、インバウンド需要の一層の拡大やＭＩＣＥ誘致に向け、戦略的なプロモーション等を実施し、国際観光都市としてのプレゼンスの向上を図る。加えて、観光関連事業者の人材確保やデジタル化、多言語対応の後押しや宿泊施設のバリアフリー化支援等を引き続き行い、事業者の経営力強化や旅行者の利便性向上を図る。

- 農林水産対策としては、気候変動や国際的な原材料価格の高止まり等の影響を受ける農林水産業者への支援を行う。また、都市や山村、島しょなど各地域の実情に応じ、デジタル技術の活用や、スタートアップが持つ革新的な技術等の活用を後押しするなど、農林水産業の持続的な成長を促進する。また、都市農地の保全に向け、農地の集約化や貸借の促進、新たな担い手の裾野拡大につながる取組を推進するとともに、稼ぐ農業の推進に向けて、新たな農業ビジネスへの転換、経営の強靭化や販路拡大に取り組む農業者を後押しする。さらに、持続可能な森林循環の促進に向け、効率的な伐採・搬出のための林道整備を推進し、多摩産材の流通量の増加を図るとともに、民間施設等での多摩産材をはじめとする国産木材の更なる利用拡大を図る。加えて、水産資源の確保に向け、安定的な生産が可能な陸上養殖やデジタル技術を活用した資源管理を推進するとともに、水産物の高付加価値化による販路拡大や漁業者の安全な操業環境の整備等を推進する。
- 雇用就業対策としては、産業構造の変化に対応した人材シフトやスキルアップに向け、従業員のリスキリング等を支援するとともに、中小企業における人材の確保と育成を後押しする。また、従業員の「手取り時間」の創出のほか、テクノロジーを活用した生産性の高い働き方やテレワークの普及、育業の推進、賃上げの後押しなど、企業が取り組む職場環境の整備を促進する。さらに、誰もが安心して働き、力を存分に発揮できるよう東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の実効性を確保していく。加えて、多様な人材が輝く「ダイバーシティ」の実現に向け、女性の希望に応じたキャリア形成を支える仕組みづくりや、働く意欲のある高齢者の就業の促進、障害者や就労に困難を抱える方の採用等に取り組む企業への支援の充実により、誰もが活躍できる環境を整備する。
- 「国際金融都市・東京」の推進については、都が目指す「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向け、「金融・資産運用特区」も活用しながら必要となる制度見直しや規制緩和等に取り組み、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げていくことで、東京だけではなく日本全体やアジアの成長に貢献していく。国や関係機関、民間事業者、シティ・オブ・ロンドンなど国内外のプレイヤーと連携しながら、金融プロモーション組織「一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo)」とともに様々な取組を進める。
- 全体を通じて、東京のみならず日本全体の経済活性化に向けて、東京と日本各地がそれぞれの強みを活かして連携し、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ＡＬＬ ＪＡＰＡＮ ＆ＴＯＫＹＯプロジェクト」として、着実に推進する。

１　産業・雇用就業政策の企画立案

東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、重点的に取り組むべき政策の企画立案を行うと

ともに、統計分析による施策立案支援や、調査研究による政策課題ニーズの掘り起こしを図っていく。

2　中小企業対策

(1)　経営支援

都内経済の活性化のためには、中小企業の安定的成長と発展が不可欠であり、付加価値額の向上や、新事業開発への意欲的な取組などを積極的に支援し、中小企業経営の改善強化を図る。

主な支援策としては、①中小企業等の経営革新を促進するため、法に適合する新たな事業活動計画の承認、計画承認企業へのフォローアップ等の支援（経営革新支援）、②環境変化への対応や経営力強化のための支援（経営安定支援）、③国内・海外への販路開拓支援、④異業種交流会、産学公連携事業のグループ形成など組織化への支援（ネットワークづくり支援）がある。

(2)　技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギー、環境への対応など経営環境の変化は大きく、こうした変化をビジネスチャンスと捉えて、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

このため、都では、基礎技術から応用研究、企画・アイデアから製品開発までの中小企業の製品・技術の開発に対し、①開発基盤技術強化のための助成、②地域の強みを活かした交流、連携基盤の確立、③知的財産活用の実現を図る施策、④製品の差別化・高付加価値化を実現するためのデザイン活用策、⑤事業化に向けたサポート等の各種支援を行う。

(3)　創業支援

東京では、高い地価等の立地条件や後継者難が相まって、企業数が減少傾向にあり、新たな都市型産業の創出及び起業を促進することが重要な課題となっている。

このため、都では、意欲にあふれ、優れた発想や技術を持つ人々の起業や、その後の経営の安定化・発展を支援することで、活発な創業の促進を目指す。

具体的には、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、①創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う創業支援拠点の運営、②創業の場の提供と入居企業に対する経営支援の実施、③創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や技術開発・販路開拓に要する資金の助成等、④交流の場の提供や専門家の継続的な助言等の支援を行う。

(4)　地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。しかし、近年、工場等の跡地へマンションが建設されるなど操業環境が悪化し、都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もいる。また、国際情勢などの影響により経営環境の不透明性が増す中、中小企業は経営の効率化やビジネスモデルの変革、新たな価値の創出が急務となっている。

都は、地域産業の成長や継続的・安定的な発展を図るため、区市町村が地域産業の振興に向けて行う事業や、デジタル化の推進に係る取組等を支援するとともに、操業環境の整備など産業基盤強化に向けた取組を推進する。

また、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営すること

で、きめ細かな立地支援を行うほか、地域の中小企業が連携して実施する競争力強化の取組を後押しする。

さらに、東京の地域資源を活用、あるいは東京の都市課題を解決する取組を支援し、地域産業の活性化を図る。

(5)　地域商業の活性化

都内には約 2,200 の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、また、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や商店主の高齢化などの課題のほか、来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、地域コミュニティの核として、賑わいを維持している商店街も数多く存在している。

都は、元気な商店街を増やしていくために、区市町村等と緊密に連携しながら、商店街等の多種多様な取組を積極的に支援している。

(6)　総合的支援

中小企業や起業家等への個別の支援策を結びつけ、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、(公財)東京都中小企業振興公社を核として、都の関係機関や各支援機関が連携して、中小企業に対し、支援を行うほか、戦略的産業分野のプロジェクト等に対して支援を行う。

(7)　試験研究機関

平成 18 年４月に、柔軟かつスピーディな民間的経営手法により効率的・効果的な技術支援を実現させるため、東京都立産業技術研究所を地方独立行政法人に移行し、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」とした。

この（地独）東京都立産業技術研究センターにおいて、中小企業の製品開発支援・技術支援・研究開発・技術経営支援・産業交流・産業人材育成・情報発信等を行い、産業技術の向上とその成果の普及を促進し、都内中小企業の振興を図る。

なお、平成 23 年 10 月に江東区青海に新本部を開設、平成 27 年４月にバンコク支所を開設、令和３年４月に東京都立食品技術センターを統合するなど、支援体制のさらなる充実を図っている。

また、東京都立皮革技術センターにおいても、試験研究・技術支援等を行い、東京都における伝統地場産業である、皮革関連産業にかかわる中小企業の振興を図る。

(8)　金融支援

中小企業の多様な資金ニーズに応えるため、重層的に金融支援を展開する。

中小企業制度融資では、事業再生や経営改善に取り組む中小企業に対する支援の強化を行うとともに、企業成長の促進や、企業立地・海外展開を含めた構造改革による成長を資金面からサポートするほか、働き方改革や女性活躍推進に取り組む企業の支援を強化するなど、中小企業を成長と経営安定の両面からきめ細かく支援する。また、中東情勢に対応した金融支援については、予備費を活用した緊急対策としてつなぎ融資を創設するとともに、補正予算による長期融資メニューの拡充を図った。

これに加え、中小企業の資金調達手法の多様化を図る観点から、地域の金融機関と連携した都独自の融資制度（東京プラスサポート）を実施するほか、動産・売掛債権等の活用やクラウドファンディングによる資金調達などを支援する。

また、中小企業が抱える経営課題に対応した支援として、女性・若者・シニアに対する創業サポートや、ファンドへの出資を通じて中小企業における事業承継問題の解決の支援などを実施する。

さらに、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づき、金融機関との連携の推進等を行う。

３　産業・エネルギー対策

(1)　産業・エネルギー政策の企画・調整等

エネルギー安定供給をめぐる情勢の変化への対応が求められる中、気候変動は深刻化しており、都は、エネルギーの安全保障の確立と「脱炭素社会」の両立を目指し、電力を「Ⓗへらす、Ⓣつくる、Ⓣためる」ＨＴＴの取組等を実施するとともに、中小事業者のＧＸに向けた取組を推進する。

また、大企業の知見・リソース等を活用し、中小企業・スタートアップの成長を促すとともに、中堅企業の新事業展開なども支援することで、エネルギー・ＧＸ分野のみならず、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

(2)　省エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2035 年までに都内温室効果ガス排出量を 60％以上削減（2000 年比）することなどを目指している。

都内に約 63 万ある中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口の設置や省エネ診断の実施など省エネルギーに関する支援を総合的に展開する。また、省エネ設備の導入及び運用改善に対して補助するとともに、事業所等にて設備を稼働する際に発生する廃熱等の有効活用を促進し、中小企業等の更なる省エネルギー化を図る。さらに、建物の断熱性能の向上と省エネ設備の導入等によりＺＥＢ化を図る取組を支援する。

また、ＡＩ分野等の基盤となるデータセンターについて、電力需要、脱炭素化との整合を図りながら整備促進を後押しするため、省エネ・再エネ利用等、環境に配慮したデータセンターを認定する制度を構築するとともに、高効率化に資する設備等の導入を支援する。

(3)　再生可能エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 2030 年までに 50%程度、2035 年までに 60％以上にすることを目指している。

事業者向けの導入支援として、都内及び東京電力管内への地産地消型の再エネ発電設備等の設置を補助し導入を促進するとともに、都外の再エネ発電設備の新規導入に資する利活用手法や島しょ地域の事業者等への太陽光発電設備等の設置に対して補助することで、都内の再生可能エネルギー利用拡大を推進する。また、地中熱利用の普及啓発等に取り組み、未利用エネルギーの利用促進を図るほか、他自治体と連携した再エネ調達手法を調査する。

島しょ地域においては、各島の特性に応じた再生可能エネルギーを最大限活用することで、エネルギー自給率及び防災力の向上を目指すとともに、ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組を推進する。

(4)　エネルギーマネジメントの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、エネルギーマネジメントによるエネルギーの需給最適化に向けた取組を行っている。この中で、再生可能エネルギーの導入拡大が進み、出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっている。

このため、事業者向けの支援として、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統用大規模蓄電池の導入や、事業者が主体的にエネルギーマネジメントを行うためのシステム導入、再エネや蓄電池等の分散型電源を束ねて需給をマネジメントするアグリゲーションビジネス等の取組のほか、再生可能エネルギーの出力変動を補完するコージェネレーションシステムや熱電融通インフラの導入を支援し、さらなる電力需給の安定化を目指す。

加えて、地域内での再生可能エネルギーを面的に融通するマイクログリッドのモデル構築を支援するとともに、ＥＶを電力需給の調整リソースとして活用する取組を進める。

(5)　水素・新エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。特に、脱炭素社会を支えるエネルギーの柱として期待される再生可能エネルギー由来水素（グリーン水素）の活用を図るため、他県・ＮＥＤＯ等との連携を進め、都内へのグリーン水素の供給拡大を図るとともに、都内におけるグリーン水素の製造・利用に向けた取組を進める。また、パイプラインを含めた水素供給体制の構築に向けた協議会の運営や実現可能性調査などの取組を進めるとともに、国際サプライチェーンの構築に向けた海外都市等との連携強化や課題等の検討調査を行う。

併せて、グリーン水素の活用を促進するため、製造、運搬・貯蔵、利用に用いる各設備の導入に助成する等の取組や、東京都内でグリーン水素を率先して利用する事業者等を認証する制度などにより、水素の需要拡大を図る。さらに、グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組を進めるとともに、国産グリーン水素を用いたトライアル取引を実施する。

また、水素エネルギーの利用拡大に向けては、企業・団体との意見交換等による情報共有を進め、イベントや普及啓発等においても連携を図るとともに、都民の理解も重要であることから、水素エネルギーに関する普及啓発イベントの実施やホームページによる情報発信等を行う。

このほか、東京の脱炭素化に資する新エネルギーの開発・普及を促進するための支援を行い、早期の社会実装に向けた取組を進めていく。

(6)　ＺＥＶの普及促進

都は「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内新車販売において 2030 年までに乗用車を、2035 年までに二輪車を 100％非ガソリン化する目標を掲げている。この目標の達成に向けて、ＺＥＶの導入を促進する取組を進めるとともに、充電設備等の設置を支援することで充電インフラの整備を促進する。

また、水素ステーションの整備促進を図るために、整備費と運営費への補助を実施するとともに、都有地活用、既存ガソリンスタンド等の「マルチエネルギーステーション化」への支援、

地産地消型水素ステーションの導入に向けた支援、水素利用量の拡大にも資する商用燃料電池車両の早期実装化等を進める。

４　観光産業対策

(1)　外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に国内外から旅行者を誘致するため、伝統と革新が共存する東京の多様な魅力を発信するほか、東京の観光公式サイト「ＧＯ　ＴＯＫＹＯ」などを通じて都内の観光情報を多言語で発信する。また、全国の自治体等と連携し、観光ルートの多様化や観光の魅力発信に取り組む。

(2)　ＭＩＣＥ※誘致の推進

東京へのＭＩＣＥ誘致に向けて、開催都市としての東京の魅力を効果的に発信するとともに、主催者に対して誘致活動や開催時の会場確保に要する経費等を支援する。また、美術館や庭園などをＭＩＣＥ開催時に使用するユニークベニューの活用を推進する。

※　Ｍ：Meeting（企業等の会議）、Ｉ:Incentive　Travel（企業等の報奨・研修旅行）、Ｃ:Convention（国際機関等が行う国際会議）、Ｅ:Exhibition/Event（展示会やイベント等）の頭文字を取った総称

(3)　魅力を高める観光資源の開発

地域のアイデアを生かした特産品や旅行商品の開発、地域ならではの多様な魅力を生かした観光まちづくりに対する支援など、旅行者を惹きつける観光資源開発を促進し、東京の魅力向上を図る。多摩・島しょ地域では、魅力ある森林資源や自然公園を活用するなど自然との調和に配慮した観光振興を進めるとともに、地域の魅力をウェブサイト等で効果的に発信する。

また、地域の観光振興に対する機運を高めるため、観光分野の専門家の派遣や、先進的な取組事例の周知・浸透を行う。

(4)　受入環境の充実

旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を着実に進め、誰もが安心かつ快適に観光を楽しめるよう、観光案内所の整備・運営、Ｗｉ-Ｆｉ等の情報通信技術の活用による円滑な情報提供を行うとともに、宿泊施設のバリアフリー化、観光関連事業者等による多言語対応など、外国人旅行者の受入れ対応を支援する。また、混雑緩和やマナー啓発など地域の生活と観光との調和を図る取組を後押しし、持続可能な観光を推進する。さらに、観光関連事業者のＤＸ推進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

(5)　人材の育成・活用

観光関連産業の経営層・マネジメント層や、観光ボランティアなど、東京の観光を支える人材を育成・活用していく。

(6)　推進体制の構築

都の観光産業振興施策の充実を図るため、東京都観光事業審議会等を運営する。また、(公財)東京観光財団と緊密に連携し、観光施策を推進する。

さらに、旅行業法に基づく登録制度を運用することで、旅行業者の業務の適正な運営を確保し、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図るとともに、通訳案内士法に基づく登録制度の運用を通じ、外国人旅行者に対する接遇の向上を図る。

５　農林水産対策

(1)　農業の振興

「東京農業振興プラン」に基づき、都民生活に貢献する持続可能な東京農業の実現に向け、「担い手の確保・育成」「稼ぐ農業経営の展開」「農地の保全・活用」「持続可能な農業生産と地産地消の推進」「地域の特色を活かした農業の推進」の５つの視点を持って農業施策を展開していく。

担い手の確保・育成については、経営力の向上に意欲的に取り組む認定農業者等をソフト・ハード両面から支援するとともに、都内への就農希望者及び都内の農業者すべてを対象とした総合的な育成プログラムである「東京農業アカデミー」により、就農検討・準備期から経営発展期に至るまで各ステージに応じた研修等を実施する。また、女性農業者や多様な担い手が活躍できる環境整備を進めるとともに、法人の農業参入や雇用就農を促進するため、相談窓口の設置や施設整備等を支援する。

稼ぐ農業を展開するため、生産性の向上や省力化に向けて、先進技術の活用による東京型スマート農業の研究開発・普及を進めるほか、農産物の高付加価値化を図るため、消費地に近い特性等を活かしたブランド化を進める。また、生産現場への高度な技術や知識を農業者に普及するため、普及指導体制を強化する。

農地の保全・活用については、生産緑地の保全や農地流動化を促進するため、区市による生産緑地の買取活用を支援するほか、安定的な農業経営を確立するための長期貸借につながる支援を行う。また、農地の再生や創出の取組、市民農園、防災施設等の整備を行うとともに、農地の高度利用を図るため、農道・かんがい施設などの農業基盤施設の整備を進める。

持続可能な農業生産と地産地消の推進については、都民が安全で安心な食生活を送ることができるよう、農産物の生産振興や農作物の獣害対策、都内での流通促進・販売ルートの拡大、ＰＲ・販促活動や学校給食への東京産食材活用等の支援を行い、地産地消を推進するとともに、東京産食材のイメージ向上などに向け、その魅力を発信する施策を展開する。

さらに、環境保全型農業の普及により、環境と調和した農業を推進するとともに、ＧＡＰ（農業生産工程管理）の取組や有機質肥料の利用支援、エコ農産物の販売力強化を図ることで、持続可能な東京農業の実現を目指す。

地域の特色を活かした農業の推進については、都市地域、都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など自然条件・社会条件が異なる環境の特性を活かし、施設整備の導入支援や、多面的機能を発揮できる活動の推進のほか、農地の利用促進やＤＸによる生産の効率化・省力化、新規就農者の確保・育成を進める。

（公財）東京都農林水産振興財団と連携し、品種改良や栽培技術の改善などに関する調査や試験研究を行うとともに、農業指導や技術支援、都民に対する情報提供を行う。

(2)　林業の振興

「東京フォレストビジョン」の実現に向け、「森づくり推進プラン」に基づき、伐採・利用・植栽・保育という、持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化につながる施策を展開し、未来の森づくりに取り組んでいく。

森林整備においては、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、整備の指針を地域森林計画として定める。また、木材生産に適した人

工林を中心に、スギ・ヒノキの伐採・搬出と、花粉の少ないスギ等の植栽・保育を促進するとともに、シカによる林業被害対策、山地災害へ対応するための治山事業等を推進する。さらに、森林環境譲与税が多摩地域の森林整備や多摩産材の利用に結びつくよう、区市町村に対して情報提供を行うとともに、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会など、都市部と山間部の自治体連携に対する支援も行う。

林業振興においては、経営の生産性と収益性の向上に向けて、林道の開設・改良等の基盤整備や施業の集約化を図るとともに、施業の効率化に向けたデジタル化等の取組や、国内外の先進技術を取り入れた林業機械の活用などを推進する。また、林業の担い手を確保し、技術を着実に継承するため、新規就労者から中堅技術者までレベルに応じた研修の実施に加え、「東京トレーニングフォレスト」等を通じて、伐採・搬出などの高度な技術の習得を促進する。

多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大においては、公共施設での率先的な利用と民間施設での利用促進を図るとともに、木育活動を通じて、木材の良さや利用の意義について幅広い世代の理解を深めていく。また、全国各地と連携して商談型展示イベントを開催するとともに、都市部のＰＲ拠点において、多摩産材と国産木材の魅力を発信する。

（公財）東京都農林水産振興財団と連携し、花粉の少ない森づくり運動や森林ボランティア等を通じて、都民や企業等との協働を推進するとともに、多摩産材の利用拡大に向けた情報発信や支援を行う。また、森林・林業に関する調査や試験研究、森林所有者等に対する技術支援のほか、都民に対する情報提供等を行う。

(3)　水産業の振興

「水産業振興プラン」に基づき、「資源の持続性に配慮した漁業の推進」、「水産業の成長産業化に向けた取組の推進」、「多様なセクターとの連携強化による多面的機能の発揮」等の視点で施策を着実に実施し、東京における持続可能な水産業を実現する。

資源の持続性に配慮した漁業の推進においては、水産資源の維持・増大につなげるため、資源管理型漁業の推進に必要な科学的データを収集する調査・研究を推進するとともに、漁業者に対する指導を実施する。また、法令違反に対する漁業取締や、生息環境を改善するための漁場整備を実施する。さらに、資源を人為的に増加させるために、栽培漁業センターにおいて放流用稚貝を生産し配付するとともに、藻場の再生や新しい魚種の生産の検討等、栽培漁業の機能強化を行う。内水面では、江戸前アユ資源を増やし活用するための支援や、キャッチ&リリース区間の設定など、魅力的な内水面漁場づくりへの補助を行う。また、多摩・島しょ地域において陸上養殖に関する取り組みを実施していく。

水産業の成長産業化においては、島しょ地域の漁家経営の安定のために、効率的な漁場探索につながる海況情報を提供する海洋シミュレーションシステムを運用する。また、漁船用燃油運搬船の運賃や各種共同利用施設の整備に必要となる経費等の補助、漁協経営の安定化に向けた伴走型支援を実施するとともに、内水面においてはマス釣場・養殖施設の整備支援等を行う。さらに、漁業就業者対策として、担い手の確保・育成及び独立に必要となる経費についての補助に加え、漁業就業希望者の募集から定着、中核的漁業者となるまでのトータルサポートを実施する東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズナビ）を運営する。加えて、東京産水産物の競争力を向上させるために、国際水産見本市への出展、海外販路の開拓、ブランド化を

推進する。また、市場変化への対応として、冷凍商品等、競争力のある商品開発やシェフ等を対象とした産地見学ツアーの実施など、販路拡大のための取組を支援していく。

多様なセクターとの連携による多面的機能の発揮においては、東京産水産物に対する理解・醸成等を目的とした食育活動を教育現場等で展開する。

６　雇用就業対策

(1)　地域における雇用・就業の促進

都民の雇用・就業に対する支援を行うため、雇用就業に関するワンストップサービス機関として設置している「東京都しごとセンター」及び「東京都しごとセンター多摩」において、若年者から高齢者まですべての年齢層の求職者を対象に、個々の状況に応じた就業相談からキャリアカウンセリング、セミナー、マッチングまでのきめ細かい就業支援を実施する。

若者の就業支援では、就職準備度に応じた支援プログラムの実施により、若者の正社員就職を目指す。

また、中高年の就業支援では、非正規雇用の期間が長く正規雇用での就職が困難ないわゆる就職氷河期世代など正規雇用を目指す非正規労働者のための支援として、個人の職務経験等に応じたきめ細かいプログラムを実施する。

高齢者の就業支援に向けては、「プラチナ・キャリアセンター」を運営し、企業のシニア人材が新たな形態の働き方を通じて自らのスキルを生かせるよう支援する。また、地域でスキルを生かせる仕事の開拓や、幅広い就業の機会の提供などシルバー人材センターの活性化、会員拡大及び就業機会拡大に向けた取組を一層進める。

女性の就業支援では、「女性しごと応援テラス」及び「女性しごと応援テラス多摩」における就業相談等の実施や女性再就職支援事業の展開とともに、国とも連携しながら、女性の就業拡大に向けた合同就職面接会等を実施する。

障害者等の就業支援では、障害者や難病・がん患者の安定的な雇用と処遇改善を推進するため、奨励金・助成金を支給するとともに、障害者雇用の特色ある優れた取組を行う事業主の顕彰を行う。

一方、中小企業の人材確保の支援として、人材確保に悩む中小企業へのコンサルティングの実施や人材戦略構築及び専門・中核人材採用支援、最適な公的支援メニューの提供、業界団体を通じた各業界特有の課題に対応した支援、中小企業のニーズに基づく外国人材とのマッチング支援、中小企業の魅力発信などの事業を展開する。

加えて、「東京都地域人材確保総合支援事業」では、区市町村等の行う中小企業の人材確保に向けた取組を支援する。

また、令和元年 12 月に制定した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」及び令和２年度に策定したソーシャルファームに係る指針に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動を支援する。

(2)　適正な労働環境の確保

個別化・複雑化する労使間のトラブルに対応するため、「労働相談情報センター」において、労働相談事業を実施する。「東京都ろうどう 110 番」において都民からの電話相談に集中的に対

応するとともに、平日・夜間及び土曜日の来所相談等を行うほか、ＬＩＮＥコール（通話機能）を活用した電話相談事業を実施する。

「労働相談情報センター多摩事務所」において、多摩地域の自治体等に設置したテレビ会議専用端末による遠隔相談、オンライン労働相談を実施するほか、労働問題に関するチャットボットを運用し、労働法知識の普及啓発を図る。

また、雇用管理の適正化と労働条件の改善を図るため、各種調査等による情報の収集とともに、労働セミナーの開催や資料の発行・提供により労働関係法令の趣旨や内容等について普及啓発を行う。

ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた職場環境の整備について、「手取り時間」の創出や働きがいの向上を図るため、専門家派遣及び奨励金により中小企業の取組を後押しするとともに、コンサルティングや助成金等によりテレワークの一層の導入・定着・促進に向けた取組を展開する。

また、育児・介護等のライフイベントと仕事との両立支援や男性育業の促進等により、働きやすい職場環境づくりを推進する。

女性活躍については、働く女性の活躍を応援する拠点として「はたらく女性スクエア」を運営し、女性の働き方や活躍の基盤づくり、キャリアアップの支援等を行うとともに、「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりや男女間賃金格差の解消に向けた後押し等を行う。

カスタマーハラスメント防止対策については、カスハラに関する正しい理解の浸透や社会全体での防止対策を推進するため、普及啓発の実施や相談窓口等の運営、奨励金の支給等を行う。

このほか、正規雇用転換後も安心して働ける労働環境の整備や賃金の引上げなどを支援する。

(3)　多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

東京の産業を支える中小企業の人材育成・確保を支援するため、都内を４つの地域に分け、各地域に職業能力開発センターを設置し、人材育成・確保の総合相談や各種事業を実施する。

公共職業訓練においては、ＩＴ等の成長産業分野、ものづくりや介護等の人手不足分野への人材シフトを促進するため、時代のニーズに適合した訓練科目の開発や、ハローワークや東京しごとセンターと連携した就職支援の実施により、東京の産業基盤を支える人材の育成と求職者の早期再就職に積極的に取り組んでいく。

また、職業能力開発センターの情報発信拠点「キャリア・コンパス・センター」において、体験などを通じて職業訓練の魅力を発信する。

さらに、在職者向け訓練の実施や中小企業等の人材育成への支援、リスキリングに関する専用のポータルサイトの運営等を通じて、労働者のキャリア形成やリスキリングを支援する。

技能振興においては、技能者の技能向上と技能継承の強化を図るため、団体等が行う技能者向けの競技大会を支援するとともに、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）等に出場する選手の育成・強化を実施する。

また、イベントなどの開催を通じ、伝統的な匠の技やものづくりの技能・技術の魅力を、若者や女性を始めとする国内外の多くの人々に広く発信する。

7　国際金融都市の推進

(1)　「国際金融都市・東京」の実現

国内外の資金を呼び込み、イノベーションの創出と経済成長に繋げていく「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向け、様々な施策を展開する。国の行政機関、金融業界をはじめとする民間事業者等との連携を深めるとともに、グローバルな趨勢の情報提供、都の施策の方向性等について専門的助言をいただき、国際金融情勢を的確に反映した効果的な施策展開を行うことで、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げ、東京だけではなく日本全体やアジアの成長に貢献していく。

「国際金融都市・東京」構想 2.0 に基づき、国や関係機関、民間事業者のほか、シティ・オブ・ロンドンなど国内外のプレイヤーとも連携しながら、金融プロモーション組織「一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo)」とともに様々な取組を進める。

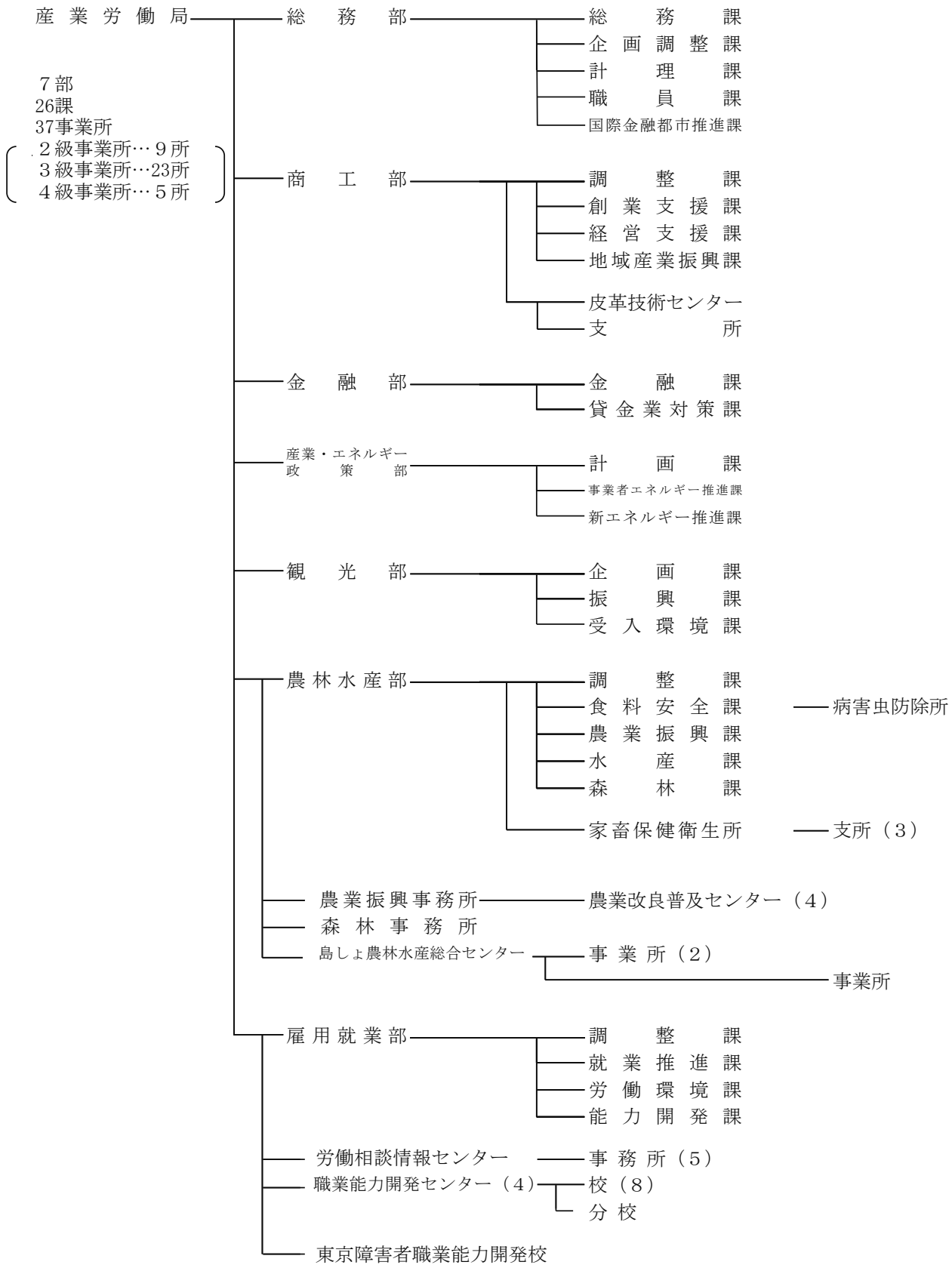
(2)　戦略的な海外プロモーションの推進

金融の力を通じたグローバルな経済成長や社会課題の解決を実現し、その成果を都民へ還元するため、外国企業の誘致や海外からの投資促進に資するビジネス・生活環境の整備を進めるとともに、戦略的な海外プロモーションを推進していく。

金融プロモーション組織である FinCity.Tokyo をはじめ、国や関係機関等、内外の多様な機関との連携を強化しながら、金融の活性化に資する取組を進め、東京の強みを世界に向けて発信するとともに、積極的な海外エコシステムとのネットワーク構築などを通じ、世界における「国際金融都市・東京」のプレゼンス向上を図る。

第３　組　　織

１　組織図（職員課）（令和８年８月１日現在）



（行政委員会）

東京海区漁業調整委員会

内水面漁場管理委員会

2　分掌事務（職員課）

総務部

- **総務課**
  - ① 局所属職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に限る。）の人事に関すること。
  - ② 局事務事業の広報及び広聴に関すること。
  - ③ 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
  - ④ 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
  - ⑤ 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
  - ⑥ 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
  - ⑦ 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること（デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。）。
  - ⑧ 中央卸売市場及びスタートアップ戦略推進本部との連絡に関すること。
  - ⑨ 局内他の部及び課に属しないこと。
- **企画調整課**
  - ① 産業政策及び雇用就業政策の総合的な企画及び調整に関すること。
  - ② 局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。
  - ③ 産業政策及び雇用就業政策に係る情報の収集、統計及び調査分析に関すること。
  - ④ 局事務事業の進行管理に関すること。
  - ⑤ 局事務事業の行政評価の実施に関すること。
  - ⑥ 局事務事業の管理改善に関すること。
- **計理課**
  - ① 局の予算、決算及び会計に関すること（他の課に属するものを除く。）。
  - ② 局の財産及び物品の管理に関すること。
  - ③ 局の契約に関すること。
- **職員課**
  - ① 局の組織及び定数に関すること。
  - ② 局所属職員の人事（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に係るものを除く。）及び給与に関すること。
  - ③ 局所属職員の人材育成に関すること。
  - ④ 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関すること。
  - ⑤ 局所属職員の福利厚生に関すること。
- **国際金融都市推進課**
  - ① 国際金融都市・東京の実現に向けた施策の企画、調整及び推進に関すること。
  - ② 外国企業誘致に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
  - ③ 国際金融都市・東京の実現に向けた海外プロモーションに係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
  - ④ 国際金融都市・東京の実現に向けた施策等に係る国等との連絡調整、情報の収集、調査、分析等に関すること。

- 商工部
  - 調整課
    - ① 中小企業振興施策の計画及び調整に関すること。
    - ② 東京国際展示場及び東京国際フォーラムの施設の整備に関すること。
    - ③ 中小企業団体及び商店街振興組合等に関すること。
    - ④ 東京都中小企業振興対策審議会に関すること。
    - ⑤ 東京都中小企業振興公社、株式会社東京ビッグサイト及び株式会社東京国際フォーラムに関すること。
    - ⑥ 企業経営に関する情報の収集、整備及び提供に関すること。
    - ⑦ 部内他の課に属しないこと。
  - 創業支援課
    - ① 中小企業の創業支援に関すること。
    - ② 総合支援機構に関すること（他の課に属するものを除く。）。
    - ③ 中小企業の航空宇宙産業参入支援に関すること。
    - ④ 中小企業等経営強化法第七条のエンジェル税制の確認事務に関すること。
    - ⑤ ベンチャー企業の支援に関すること。
    - ⑥ 女性経営者の成長支援に関すること（他の局、部及び課に属するものを除く。）。
    - ⑦ ものづくり技術の振興に関すること。
    - ⑧ 中小企業に関する情報の収集及び提供に関すること（他の部に属するものを除く。）。
    - ⑨ 皮革技術センターに関すること。
    - ⑩ 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに関すること。
  - 経営支援課
    - ① 商工業及びサービス業の振興に関すること（他の課に属するものを除く。）。
    - ② 中小企業等経営強化法の施行に関すること。
    - ③ 中小受託事業者の振興に関すること。
    - ④ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく事業承継の支援措置に係る認定等の事務に関すること。
    - ⑤ 伝統工芸品産業の振興に関すること。
    - ⑥ 中小企業の市場開拓に関すること。
    - ⑦ 産業貿易センターに関すること。
    - ⑧ 食品産業の振興に関すること（他の部に属するものを除く。）。
  - 地域産業振興課
    - ① 地域の産業振興に関すること。
    - ② 工業立地に関する相談及び助成に関すること（他の局に属するものを除く。）。
    - ③ 中小企業の集団化に関すること。
    - ④ 江東再開発事業に係る中小企業対策に関すること。
    - ⑤ 工業の集積の活性化に関すること。
    - ⑥ 砂利採取法及び採石法の施行に関すること（他の局に属するものを除く。）。
    - ⑦ 商店街の振興に関すること。
    - ⑧ 大規模小売店舗立地法の施行に関すること。
    - ⑨ 小規模企業の経営支援に関すること。
    - ⑩ 商工会及び商工会議所に関すること。

- 金融部
  - 金融課
    - ① 中小企業金融施策の調整に関すること。
    - ② 中小企業制度融資に関すること。
    - ③ 中小企業債券市場に関すること。
    - ④ 中小企業金融に係る出資団体に関すること（他の部に属するものを除く。）。
    - ⑤ 信用保証協会に関すること。
    - ⑥ 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する金融支援に関すること。
    - ⑦ 小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金に関すること。
    - ⑧ 中小企業施設改善資金及び中小企業設備近代化資金の回収に関すること。
    - ⑨ 東京における産業振興に関する包括連携協定に基づく金融機関との連携の推進に関すること。
    - ⑩ 部内他の課に属しないこと。
  - 貸金業対策課
    - ① 貸金業に関すること。
- 産業・エネルギー政策部
  - 計画課
    - ① 都内企業の持続的な成長に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。
    - ② エネルギーの確保・利用等に係る企画、調査及び調整に関すること。
    - ③ 部内他の課に属しないこと。
  - 事業者エネルギー推進課
    - ① 事業者における省エネルギー、再生可能エネルギー等の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。
    - ② 事業者におけるゼロエミッションビークル（水素エネルギー及び新エネルギーに係るものを除く。）の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。
  - 新エネルギー推進課
    - ① 事業者における水素エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。
    - ② 事業者における新エネルギーの推進に係る企画、調査、調整及び技術開発の支援に関すること。
- 観光部
  - 企画課
    - ① 観光に関する企画及び調整に関すること。
    - ② シティセールスに関すること。
    - ③ 国際会議等の誘致に関すること。
    - ④ 部内他の課に属しないこと。
  - 振興課
    - ① 観光の振興に関すること。
    - ② 観光資源の活用及び発掘並びに観光基盤の整備推進に関すること。
    - ③ 通訳案内士法の施行に関すること。
    - ④ 旅行業法の施行に関すること。
    - ⑤ 住宅宿泊事業法の施行に関すること。
  - 受入環境課
    - ① 旅行者の受入環境整備に関すること。
    - ② 観光に関する情報の収集及び提供に関すること。
    - ③ 国際観光ホテル整備法の施行に関すること。
    - ④ ユースホステルに関すること。

- 農林水産部
  - 調　整　課
    - ① 農林漁業施策、農林漁業に係る自然保護施策及び食の安全安心に係る施策の計画及び調整に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。
    - ② 農林水産業関係団体に関すること（他の課に属するものを除く。）。
    - ③ 農業協同組合、農業共済組合その他農業関係団体の検査に関すること。
    - ④ 水産業協同組合その他水産関係団体の検査に関すること。
    - ⑤ 森林組合の検査に関すること。
    - ⑥ 農林漁業の金融に関すること。
    - ⑦ 農業、畜産及び林業に係る試験研究に関すること。
    - ⑧ 島しょ農林水産総合センターに関すること。
    - ⑨ 部内他の課に属しないこと。
  - 食料安全課
    - ① 食の安全安心に係る施策の計画、調整及び推進に関すること（他の局に属するものを除く。）。
    - ② 食育の推進に関すること。
    - ③ 東京産食材の地産地消の推進に関すること。
    - ④ 食品に関する情報提供及び食品産業の支援に関すること（他の部に属するものを除く。）。
    - ⑤ 農林水産業に係る環境対策に関すること（他の課に属するものを除く。）。
    - ⑥ 環境保全型農業等の推進に関すること。
    - ⑦ 病害虫の防除及び農薬に関すること。
    - ⑧ 農作物鳥獣害対策に関すること。
    - ⑨ 家畜伝染病予防に関すること。
    - ⑩ 動物用医薬品等に関すること。
    - ⑪ 獣医師に関すること。
    - ⑫ 飼料の安全に関すること。
    - ⑬ 病害虫防除所及び家畜保健衛生所に関すること。
  - 農業振興課
    - ① 農業施策の計画及び調整に関すること。
    - ② 農業委員会等に関する法律の施行に関すること。
    - ③ 協同農業普及事業等に関すること。
    - ④ 農地法の施行に関すること。
    - ⑤ 国有農地等に関すること。
    - ⑥ 農事調停に関すること。
    - ⑦ 農業協同組合、農業共済組合その他農業関係団体に関すること（他の課に属するものを除く。）。
    - ⑧ 農畜産物の生産及び流通に関すること。
    - ⑨ 農業構造改善に関すること。
    - ⑩ 都市農業の振興に関すること。
    - ⑪ 山村島しょ地域の農業振興に関すること。
    - ⑫ 緑化の推進に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。
    - ⑬ 家畜の改良増殖及び飼料に関すること。
    - ⑭ 種畜及び種鶏の系統維持及び配布に関すること。
    - ⑮ 農畜産業の基盤整備及び環境対策に関すること。
    - ⑯ 家畜人工授精師及び家畜商に関すること。
    - ⑰ 土地改良法の施行に関すること。
    - ⑱ 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。
    - ⑲ 小笠原諸島の農業基盤整備に関すること。
    - ⑳ 農業水利に関すること。
    - ㉑ 農業振興事務所に関すること。
  - 水　産　課
    - ① 漁業構造改善及び漁場整備その他水産業経営改善に関すること。
    - ② 漁業の調整及び取締りに関すること。
    - ③ 漁獲管理制度に係る計画の策定及び実施に関すること。
    - ④ 水産業協同組合その他水産関係団体に関すること(他の課に属するものを除く。)。
    - ⑤ 漁船及び船籍票に関すること。
    - ⑥ 遊漁船業の登録等に関すること。
    - ⑦ 水産資源の保護育成及び漁場環境の保全に関すること。
    - ⑧ その他水産に関すること。
  - 森　林　課
    - ① 森林計画に関すること。
    - ② 森林整備及び林業種苗に関すること。
    - ③ 保安林、都有林及び都行造林に関すること。
    - ④ 林道及び治山事業に関すること。
    - ⑤ 木材の利用促進に関すること。
    - ⑥ 林業構造改善事業その他林業経営改善に関すること。
    - ⑦ 森林組合その他林業関係団体に関すること（他の課に属するものを除く。）。
    - ⑧ 林産物に関すること。
    - ⑨ 林業専門技術の調査研究及び指導に関すること。
    - ⑩ 林業被害の獣害対策に関すること。
    - ⑪ 森林経営管理制度に関すること。
    - ⑫ 森林事務所に関すること。
    - ⑬ その他林業に関すること。

- 雇用就業部
  - 調　整　課
    - ① 就業の推進、労使関係の改善、勤労者の福祉及び職業能力開発に係る施策の計画及び事業の調整に関すること。
    - ② 労働相談情報センター、職業能力開発センター及び東京障害者職業能力開発校に関すること。
    - ③ 労働相談情報センター、職業能力開発センター及び東京障害者職業能力開発校の施設の整備に関すること。
    - ④ 労働者協同組合に関すること。
    - ⑤ 部内他の課に属しないこと。
  - 就業推進課
    - ① 就業対策事業の実施及び連絡調整に関すること。
    - ② 高齢者の就業対策に関すること。
    - ③ 若年者の就業対策に関すること。
    - ④ 障害者の就業対策に関すること。
    - ⑤ しごとセンターの運営に係る連絡調整に関すること。
    - ⑥ 東京しごと財団及び城北労働・福祉センターに関すること（他の局に属するものを除く。）。
    - ⑦ 人材確保の支援に関すること。
    - ⑧ 前各号に掲げるもののほか、就業対策に関すること。
  - 労働環境課
    - ① 労使関係の改善に係る事業の実施及び連絡調整に関すること。
    - ② 労働情勢に関する調査並びに資料及び情報の提供に関すること。
    - ③ 労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律の施行に関すること。
    - ④ 労働相談に関すること。
    - ⑤ 労使関係の自主的調整に対する援助に関すること。
    - ⑥ 公益通報者保護制度に係る連絡調整等に関すること。
    - ⑦ 勤労者福祉事業の実施及び連絡調整に関すること。
    - ⑧ 勤労者福祉事業を実施する団体等への支援に関すること。
    - ⑨ 雇用の平等に関すること。
    - ⑩ 雇用環境の整備の促進に関すること。
    - ⑪ 雇用管理の改善促進に関すること。
    - ⑫ 労働知識の普及啓発に関すること。
    - ⑬ 家内労働対策に関すること。
    - ⑭ 区市町村の内職行政に対する調整及び援助に関すること。
  - 能力開発課
    - ① 事業主等が行う職業能力の開発及び向上に対する支援に関すること。
    - ② 職業訓練指導員試験及び免許に関すること。
    - ③ 事業主等が行う職業訓練の認定、指導及び援助に関すること。
    - ④ 職業能力検定に関すること。
    - ⑤ 職業能力開発に係る国際協力に関すること。
    - ⑥ 都の職業能力開発行政の調査に関すること。
    - ⑦ 技能の振興及び技能者の地位の向上に関すること。
    - ⑧ 公共職業訓練の実施に関すること。
    - ⑨ 職業能力開発事業の普及に関すること。
    - ⑩ 地域における職業能力開発の推進に関すること。
    - ⑪ 地域の人材育成及び人材確保の支援に関すること。
    - ⑫ 職業訓練の科目の開発及び民間委託に関すること。
    - ⑬ 職業訓練の技術指導及び効果測定に関すること。
    - ⑭ 職業訓練指導員等の研修に関すること。

３　附属機関（職員課）

令和８年８月１日現在

	設置目的	設置根拠	組織（委員構成）	委員の任期	所管部課
東京都中小企業振興対策審議会	中小企業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、知事の諮問に応じ、中小企業の振興対策の基本方針に関すること等を審議し答申する。	東京都中小企業振興対策審議会条例	学識経験者　16名以内 業界代表者　20名以内 行政機関　４名以内	２年	商工部 調整課
東京都中小企業調停審議会	分野調整及び協同組合等の行う団体協約に関する重要事項を調査審議するほか、団体協約に関するあっせん・調停に係る審議を行い、答申する。	東京都中小企業調停審議会条例	学識経験者　７名以内	２年	商工部 調整課
東京都大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議し、答申する。	東京都大規模小売店舗立地審議会条例	学識経験者　11名以内	２年	商工部 地域産業振興課
東京都信用保証補助審査会	東京信用保証協会に対し、都が交付した補助金の使途につき、その公正妥当を期するため、知事の諮問に応じ審査し、答申する。	東京都信用保証補助審査会条例	学識経験者　10名以内	２年	金融部 金融課
東京都観光事業審議会	都の観光事業の振興充実を図るため、知事の諮問に応じ都の観光事業に関する基本的計画、その他重要事項を調査審議し又は意見を具申する。	東京都観光事業審議会条例	学識経験者　25名以内	２年	観光部 企画課
東京都農林・漁業振興対策審議会	農林・漁業に関する生産的施設の整備、経営の改善及び技術の改良並びに農山漁民の生活水準の向上を図り、あわせて、農山・漁村の振興計画の樹立及び実施について、知事の諮問に応じ重要な事項を審議し、答申する。	東京都農林・漁業振興対策審議会条例	学識経験者等　46名以内	２年	農林水産部 調整課

東京都農業共済保険審査会	農業共済組合連合会の組合員が提訴する保険に関する訴えの審査並びに農業災害の予防、防止及び共済掛金、保険業務の適正化に関する事項の調査審議を行う。	農業保険法	会長：知事 学識経験者　３名以内 組　合　員　３名以内 都　局　長　３名以内	３年	農林水産部 農業振興課
東京都森林審議会	知事の諮問に応じ、森林計画、保安林その他森林に関する重要な事項を審議し、答申する。	森林法	学識経験者等 15 名以内	２年	農林水産部 森林課
東京都雇用・就業対策審議会	知事の諮問に応じ、雇用及び就業対策、職業能力の開発、労使関係の安定に関する事項を審議し、答申する。	東京都雇用・就業対策審議会条例	学識経験者　12 名以内 事業主代表　６名以内 労働者代表　６名以内	２年	雇用就業部 調整課
東京都地方独立行政法人評価委員会	東京都が設立する地方独立行政法人の業務の実績評価等に対する意見を知事に提出する。	東京都地方独立行政法人評価委員会条例	学識経験者　28 名以内 （試験研究分科会 公立大学分科会 高齢者医療・研究分科会 都立病院分科会）	２年	商工部 創業支援課 （試験研究分科会）

4　政策連携団体等（企画調整課）

(1)　政策連携団体

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体

(2)　事業協力団体

事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体

※　ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除く。

政策連携団体等　　令和８年８月１日現在

所管部	政策連携団体	事業協力団体（※１）
総務部	―	(一社)東京国際金融機構
商工部	(公財)東京都中小企業振興公社 (株)東京国際フォーラム ＊港湾局との共管 (株)東京臨海ホールディングス	(株)東京ビッグサイト
金融部	―	東京信用保証協会
産業・エネルギー政策部	＊環境局との共管 (公財)東京都環境公社	―
観光部	(公財)東京観光財団	―
農林水産部	(公財)東京都農林水産振興財団	―
雇用就業部	(公財)東京しごと財団	―
	主管：５団体、共管：２団体	３団体

※１　政策連携団体を除く。

５　職員定数（職員課）

令和８年８月１日現在の職員定数は、次の表のとおりである。

産業労働局職員定数

令和８年８月１日現在

	計	事務系	技術系	技能労務系
総計	1,529	964	535	30
総務部	150	148	2	－
商工部	143	136	7	－
金融部	41	41	－	－
産業・エネルギー政策部	85	70	15	－
観光部	85	85	－	－
農林水産部	149	54	95	－
雇用就業部	138	124	14	－
皮革技術センター	16	5	11	－
農業振興事務所	84	13	71	－
森林事務所	52	6	46	－
島しょ農林水産総合センター	94	10	54	30
家畜保健衛生所	26	3	23	－
労働相談情報センター	111	111	－	－
職業能力開発センター	320	149	171	－
東京障害者職業能力開発校	35	9	26	－

第４ 予　算

１　産業労働局予算の概要（計理課）

(1) 局予算総括表

（単位：千円）

区　　分	令和８年度予算額	令和７年度予算額	増（△）減	増　減　率
一　般　会　計	734,522,000	776,994,000	△ 42,472,000	△5.5%
中小企業設備導入等資金会計	367,000	337,000	30,000	8.9%
林業・木材産業改善資金助成会計	51,000	51,000	0	0.0%
沿岸漁業改善資金助成会計	48,000	48,000	0	0.0%
合　　計	734,988,000	777,430,000	△ 42,442,000	△5.5%

(2) 一般会計歳入歳出予算総括表

（単位：千円）

区　　分		令和８年度予算額	令和７年度予算額	増（△）減	増　減　率
歳　出　額		734,522,000	776,994,000	△ 42,472,000	△ 5.5%
歳　入　額		254,421,330	524,327,178	△ 269,905,848	△ 51.5%
内訳	分担金及負担金	102,998	105,724	△ 2,726	△ 2.6%
	使用料及手数料	490,107	490,460	△ 353	△ 0.1%
	国庫支出金	7,787,592	8,321,768	△ 534,176	△ 6.4%
	財産収入	1,687,713	1,517,773	169,940	11.2%
	繰入金	80,124,692	106,636,554	△ 26,511,862	△ 24.9%
	諸収入	161,637,228	404,425,899	△ 242,788,671	△ 60.0%
	都債	2,591,000	2,829,000	△ 238,000	△ 8.4%
一般財源充当額		480,100,670	252,666,822	227,433,848	90.0%

注1：令和７年度一般会計歳出予算額には以下の補正予算（4,088,584千円）を含まない（次頁も同様）。
　　四定補正　10,133,969千円、最終補正　△6,045,385千円
注2：令和７年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（△13,722,597千円）を含まない（次頁も同様）。
　　二定補正　8,200,000千円、四定補正　7,159,723千円、最終補正　△29,082,320千円
注3：令和８年度一般会計歳出予算額には以下の補正予算（26,367,758千円）を含まない（次頁も同様）。
　　二定補正　26,367,758千円
注4：令和８年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（10,528,354千円）を含まない（次頁も同様）。
　　二定補正　10,528,354千円

(3) 対策別予算

（単位：千円）

事項名	令和８年度予算額<繰越明許費>（債務負担行為）	令和７年度予算額<繰越明許費>（債務負担行為）	増（△）減	増減率
Ⅰ中小企業対策	480,072,065 (136,815,430)	510,958,889 (141,223,583)	△ 30,886,824 (△ 4,408,153)	△ 6.0% (△ 3.1%)
一般会計	479,705,065 (136,815,430)	510,621,889 (141,223,583)	△ 30,916,824 (△ 4,408,153)	△ 6.1% (△ 3.1%)
特別会計	367,000	337,000	30,000	8.9%
1 経営革新支援	3,369,774	2,761,730	608,044	22.0%
2 経営安定支援	12,821,441	10,769,849	2,051,592	19.0%
3 販路開拓支援	26,570,798 (263,418)	47,356,910 (8,813,250)	△ 20,786,112 (△ 8,549,832)	△ 43.9% (△ 97.0%)
4 ネットワークづくり支援	2,072,220	2,136,516	△ 64,296	△ 3.0%
5 技術支援	36,360,873 (3,550,994)	28,043,088 (364,467)	8,317,785 (3,186,527)	29.7% (874.3%)
6 創業支援	14,573,299 (7,008,744)	13,845,646 (7,754,647)	727,653 (△ 745,903)	5.3% (△ 9.6%)
7 地域工業の活性化	5,323,955 (313,919)	5,063,976 (44,897)	259,979 (269,022)	5.1% (599.2%)
8 地域商業の活性化	5,117,180	5,116,889	291	0.0%
9 総合的支援	24,524,607 (1,239,587)	22,091,454 (846,773)	2,433,153 (392,814)	11.0% (46.4%)
10 試験研究機関	8,764,853	9,021,457	△ 256,604	△ 2.8%
11 金融支援	339,400,000 (124,438,768)	363,838,644 (123,399,549)	△ 24,438,644 (1,039,219)	△ 6.7% (0.8%)
12 商工施設の整備	806,065	575,730	230,335	40.0%
中小企業設備導入等資金の貸付（特別会計）	367,000	337,000	30,000	8.9%
Ⅱ産業・エネルギー対策	97,009,049 (20,126,718)	106,118,976 (4,912,908)	△ 9,109,927 (15,213,810)	△ 8.6% (309.7%)
1 産業・エネルギー政策の企画・調整等	10,215,160 (13,562,146)	20,505,937 (2,124,940)	△ 10,290,777 (11,437,206)	△ 50.2% (538.2%)
2 省エネルギー施策の推進	21,036,609 (520,000)	10,069,488 (0)	10,967,121 (520,000)	108.9% (皆増)
3 再生可能エネルギー施策の推進	11,362,317	13,815,783	△ 2,453,466	△ 17.8%
4 エネルギーマネジメントの推進	18,135,736 (434,628)	17,971,464 (440,000)	164,272 (△ 5,372)	0.9% △ 1.2%
5 水素・新エネルギー施策の推進	8,981,189 (5,566,344)	13,322,369 (2,313,468)	△ 4,341,180 (3,252,876)	△ 32.6% (140.6%)
6 ＺＥＶの普及促進	27,278,038 (43,600)	30,433,935 (34,500)	△ 3,155,897 (9,100)	△ 10.4% (26.4%)
Ⅲ観光産業対策	28,519,000 (920,999)	30,563,000 (1,437,237)	△ 2,044,000 (△ 516,238)	△ 6.7% (△ 35.9%)
1 外国人旅行者誘致の新たな展開	7,725,213	8,489,579	△ 764,366	△ 9.0%
2 ＭＩＣＥ誘致の推進	4,231,185	4,231,391	△ 206	△ 0.0%
3 魅力を高める観光資源の開発	6,592,100 (700,999)	6,907,403 (1,140,000)	△ 315,303 (△ 439,001)	△ 4.6% (△ 38.5%)
4 受入環境の充実	6,439,280 (220,000)	7,712,425 (297,237)	△ 1,273,145 (△ 77,237)	△ 16.5% (△ 26.0%)
5 人材の育成・活用	1,056,634	1,037,702	18,932	1.8%
6 推進体制の構築	2,474,588	2,184,500	290,088	13.3%
Ⅳ農林水産対策	35,981,265 <1,765,000> (12,258,994)	33,307,391 <1,641,000> (5,791,470)	2,673,874 <124,000> (6,467,524)	8.0% <7.6%> (111.7%)
一般会計	35,882,265 <1,765,000> (12,258,994)	33,208,391 <1,641,000> (5,791,470)	2,673,874 <124,000> (6,467,524)	8.1% <7.6%> (111.7%)
特別会計	99,000	99,000	0	0.0%
1 農業経営の安定	13,578,000 <382,000> (448,094)	12,068,000 <351,000> (451,494)	1,510,000 <31,000> (△ 3,400)	12.5% <8.8%> (△ 0.8%)
2 林業経営の安定	8,191,000 <636,000> (1,064,487)	8,287,000 <531,000> (642,645)	△ 96,000 <105,000> (421,842)	△ 1.2% <19.8%> (65.6%)
3 水産業経営の安定	3,904,000 (991,668)	3,765,000 (1,022,265)	139,000 (△ 30,597)	3.7% (△ 3.0%)
4 緑化の推進	248,000	248,000	0	0.0%
5 農林災害復旧	1,701,000 <612,000> (1,221,372)	1,762,000 <759,000> (353,247)	△ 61,000 <△ 147,000> (868,125)	△ 3.5% <△ 19.4%> (245.8%)
6 小笠原諸島の振興	1,983,000 (0)	1,299,000 (565,093)	684,000 (△ 565,093)	52.7% (皆減)
7 農林水産施設の整備	6,277,265 <135,000> (8,533,373)	5,779,391 <0> (2,756,726)	497,874 <135,000> (5,776,647)	8.6% (皆増) (209.5%)
林業・木材産業改善、沿岸漁業改善の各資金の貸付（特別会計）	99,000	99,000	0	0.0%
Ⅴ雇用就業対策	60,760,670 (3,857,687)	66,402,879 (9,369,952)	△ 5,642,209 (△ 5,512,265)	△ 8.5% (△ 58.8%)
1 雇用・就業の促進	24,668,000	23,941,000	727,000	3.0%
2 適正な労働環境の確保	19,584,000	21,409,000	△ 1,825,000	△ 8.5%
3 職業能力の開発・向上	13,226,000 (3,528,052)	13,010,000 (3,663,852)	216,000 (△ 135,800)	1.7% (△ 3.7%)
4 労政施設等の整備	249,134 (33,187)	90,491 (0)	158,643 (33,187)	175.3% (皆増)
5 公共職業能力開発施設の整備	3,033,536 (296,448)	7,952,388 (5,706,100)	△ 4,918,852 (△ 5,409,652)	△ 61.9% (△ 94.8%)
Ⅵその他	32,645,951 (645,001)	30,078,865 (23,734)	2,567,086 (621,267)	8.5% (2,617.6%)
1 産業政策の立案	3,315,000 (614,619)	2,029,000 (0)	1,286,000 (614,619)	63.4% (皆増)
2 国際金融都市の推進	14,068,000 (30,382)	13,292,485 (23,734)	775,515 (6,648)	5.8% (28.0%)
3 人件費等	15,262,951	14,757,380	505,571	3.4%
合計	734,988,000 <1,765,000> (174,624,829)	777,430,000 <1,641,000> (162,758,884)	△ 42,442,000 <124,000> (11,865,945)	△ 5.5% <7.6%> (7.3%)
一般会計	734,522,000 <1,765,000> (174,624,829)	776,994,000 <1,641,000> (162,758,884)	△ 42,472,000 <124,000> (11,865,945)	△ 5.5% <7.6%> (7.3%)
特別会計	466,000	436,000	30,000	6.9%

（参考）

・令和８年度予算（令和８年８月３日時点）

（単位：千円）

区　分	当初予算額	二定補正	計
中小企業対策	479,705,065	13,879,817	493,584,882
産業・エネルギー対策	97,009,049	12,447,481	109,456,530
観光産業対策	28,519,000	0	28,519,000
農林水産対策	35,882,265	40,460	35,922,725
雇用就業対策	60,760,670	0	60,760,670
産業政策	3,315,000	0	3,315,000
国際金融都市の推進	14,068,000	0	14,068,000
人件費等	15,262,951	0	15,262,951
合計	734,522,000	26,367,758	760,889,758

・令和７年度予算

（単位：千円）

区　分	当初予算額	四定補正	最終補正	計
中小企業対策	510,616,730	7,524,590	△ 3,643,000	514,498,320
産業・エネルギー対策	105,690,620	1,110,023	0	106,800,643
観光産業対策	30,563,000	200,000	0	30,763,000
農林水産対策	33,208,391	453,750	△ 2,684,150	30,977,991
雇用就業対策	66,402,879	845,606	281,765	67,530,250
産業政策	2,029,000	0	0	2,029,000
国際金融都市の推進	13,726,000	0	0	13,726,000
人件費等	14,757,380	0	0	14,757,380
合計	776,994,000	10,133,969	△ 6,045,385	781,082,584

2　令和８年度東京都予算の概要（計理課）

(1) 財政規模

（単位：億円）

区　　分	令和８年度	令和７年度	増減額	増減率
一般会計	96,530	91,580	4,950	5.4%
特別会計	69,918	66,993	2,925	4.4%
公営企業会計	20,402	19,924	478	2.4%
合　　計	186,850	178,497	8,353	4.7%

(2) 歳　入

（単位：億円）

区　　分	令和８年度	構成比	令和７年度	構成比	増減額	増減率
都税	73,856	76.5%	69,296	75.7%	4,560	6.6%
地方譲与税	787	0.8%	828	0.9%	△ 41	△ 4.9%
国庫支出金	4,937	5.1%	4,240	4.6%	696	16.4%
繰入金	8,888	9.2%	7,297	8.0%	1,591	21.8%
諸収入	3,628	3.8%	6,194	6.8%	△ 2,565	△ 41.4%
都債	2,226	2.3%	2,034	2.2%	192	9.4%
その他の収入	2,208	2.3%	1,691	1.8%	517	30.6%
合　　計	96,530	100.0%	91,580	100.0%	4,950	5.4%

(3) 目的別歳出

（単位：億円）

区　　分	令和８年度	構成比	令和７年度	構成比	増減額	増減率
福祉と保健	18,730	25.8%	17,716	25.7%	1,014	5.7%
教育と文化	15,922	21.9%	14,555	21.1%	1,368	9.4%
労働と経済	7,822	10.8%	8,039	11.7%	△ 217	△ 2.7%
生活環境	4,813	6.6%	3,744	5.4%	1,069	28.6%
都市の整備	9,823	13.5%	9,989	14.5%	△ 166	△ 1.7%
警察と消防	10,575	14.6%	10,126	14.7%	450	4.4%
企画・総務	4,993	6.9%	4,809	7.0%	184	3.8%
（小　　計）	72,678	100.0%	68,978	100.0%	3,701	5.4%
公債費・税連動経費等	23,852	－	22,603	－	1,249	5.5%
合　　計	96,530	－	91,580	－	4,950	5.4%

注：各表の計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計及び小計欄の数字は各欄の合算と一致しない場合がある。

第５　広報・広聴

１　広報（総務課）

産業労働局で行っている各種の事業を都民に広く周知するために、広報誌・パンフレットなどの印刷物、テレビ・ラジオ、インターネット（ホームページ、動画及びＳＮＳ）など、様々な媒体（メディア）を利用して広報活動を行っている。

(1)　印刷媒体

中小企業施策及び雇用就業施策の総合案内誌として、「働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド」（総務部）を発行している。

また、各部・所で広報誌、パンフレットなどを作成している。（各部で発行している広報誌の主なもの：「とうきょうの労働」（雇用就業部））

(2)　インターネット

「産業労働局ホームページ」（https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/）において局事業のＰＲを行い、報道発表資料や調査・統計資料など、分野別にまとめて提供している。また、分野ごとにページを開設し、事業の紹介や優れた技術をもつ中小企業や観光スポット、東京の農林水産物の紹介、労働に関する知識などの情報を提供している。

(3)　報道発表

都庁記者クラブ 20 社（令和８年４月現在）に対して、令和７年度に報道発表した件数は、888 件である。

２　広聴（総務課）

都民からの意見や要望などの声を局事業に反映させることを目的として、広聴活動を行っている。

(1)　都民の声窓口の設置

総務部総務課広報担当を産業労働局都民の声窓口とし、苦情及び要望等について、所管課や事業所をはじめ、政策企画局戦略広報部企画調整課や各局とも連携を図りながら、迅速な対応に努めている。

(2)　意見募集

事業の計画策定段階等で都民からの意見募集を行い、政策立案に反映させている。

また、都政モニターアンケート等を活用し、都民の声を収集し、事業に反映させている。

３　中小企業支援策に係る新たな広報展開（総務課）

事業者の状況に応じた適切な支援事業が簡単に分かるツールを活用し、支援機関等と連携した情報発信等、効果的な PR を行っている。

第６　職員研修

産業労働局は、東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、局事業の重要課題に積極果敢に挑戦し、豊かな実務処理能力と高い専門性を持って、東京の活性化に取り組んでいく人材を育成していく必要がある。

このため、令和８年度の研修については、中央研修の基本方針を踏まえ、局独自のニーズを織り込みながら、職員の職務遂行能力の向上を目指し、実施していく。また、研修効果の向上や柔軟で多様な働き方を推進する観点から、実施方法等について柔軟に対応していく。

１　基本目標（職員課）

(1)　職員一人ひとりの資質及び専門・実務能力の向上を通じ、局事業の円滑な遂行に寄与する職員を育成する。

(2)　複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対処できるよう、マネジメント力、企画力、説明能力及び問題解決能力をもって行動できる職員を育成する。

(3)　都民サービスの最前線に立つ職員として、都民満足度の高いサービスが提供できるよう、サービス意識・能力の向上を図る。

(4)　人材育成の面で着実な成果を上げるため、さらなるＯＪＴの活性化・定着化を推進していくとともに、職務の能率、質の向上に資する知識及び能力の自主的な習得を目指し、自己啓発の更なる促進を図る。

(5)　緊急性、即応性の面から効果的・効率的な研修の実施を目指し、研修規模や内容の見直しを行い、短期間でかつ充実した研修の実施に努める。

(6)　総務局人事部や他局との連携と協力を進めるとともに、行政系職員、現業系職員、会計年度任用職員など、職員の職務の多様性に対応した研修機会の確保に努める。

また、関係団体の固有職員についても、研修生として受け入れ、関係団体の人材育成を支援する。

２　計画の内容（職員課）

(1)　現任、管理・監督者研修等

各職層の職員に期待される役割及び責任を踏まえ、新任、１級職、主任級、課長代理級、統括課長代理級、管理者等それぞれの職層に応じた研修を実施する。

(2)　課題研修

「東京都人権施策推進指針」に基づき、都職員に必要な人権感覚を身に付ける「人権研修」、都職員が遵守すべき法令、方針、各種ルールを身に付ける「コンプライアンス推進研修」等を、全職員を対象として実施し、職員の一層の理解と認識を深める。

(3)　実務研修

職員が身に付けておくべき職務に関する実務・専門的知識を付与し、職務能力の向上を図る。

文書事務、契約事務、広報事務等の各科目を実施するほか、各所属においても必要な研修を実施する。

(4)　派遣研修

国や民間の研修機関等へ職員を派遣し、必要とする専門的な知識や技術の取得を図る。

(5)　職場内研修（ＯＪＴ）

職場での日常の職務の遂行を通して、各職場の管理・監督者が、計画的・効果的に実施する。

(6)　自主研修

資格取得やスキルアップなどを支援する自己啓発支援制度を活用し、職員の自主的な能力開発を促進するとともに、自己啓発を促進する風土づくりを進める。

(7)　関係団体職員の研修受入

局事業に深く関わりのある政策連携団体等に対し、研修情報の提供及び受講の受入れを行う。

３　令和７年度研修実績（職員課）

局研修については、546 回実施し、延べ 7,209 名が受講した。

４　令和８年度研修実施計画（職員課）

研修区分別の計画は以下のとおり。

研修区分	回数	研修人員	対象者・内容等
新任研修	4	280	新規採用職員
現任研修	15	663	１、２級職員、転入職員、島しょ勤務職員　他
管理・監督者研修	7	176	課長代理・統括課長代理級職員、部・課長級職員
派遣研修	138	513	国、民間の研修機関等への派遣研修
課題研修	20	1,720	人権、コンプライアンス推進　他
専門・実務研修	325	3,530	文書事務、契約事務、各所属実施研修　他
その他の研修	80	200	他局委託研修　他
合計	589	7,082	